

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
那須塩原市	東那須野地区 (東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木)	令和3年3月26日	令和5年3月20日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	243ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	203ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	62ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	45.5ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

中心経営体の耕作面積と今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、多くの農地をカバーしているため、これら中心経営体が効率的に営農していけるよう農地を集積・集約化させる必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域の担い手に農地を集約する。地域の担い手だけでは農地を集約できない場合は、新規就農者や農地バンクを活用し地域外の担い手へ農地を集約する。また、法人化を促進することにより対応を検討していく。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。